

相続寺子屋区民講座(無料)

もめないための相続の基礎 全12回

日時／ 令和3年1月13日(水) 10:00~12:00

場所／ みどりコミュニティセンター 2階 会議室

住所／ 墨田区緑3-7-3

第1講座《相続人・相続分》

内容：「法定相続人」とは、被相続人が死亡し、相続が開始になったときに、相続する権利がある人を指します。「法定相続分」とは、被相続人による相続分の指定がない場合に、民法の定める相続分が適用されます。今回はこの「法定相続人」と「法定相続分」について分かりやすくお話しします。

10時~講義 11時~質疑応答

次回、第2講座は2月10日(水)10時からです。

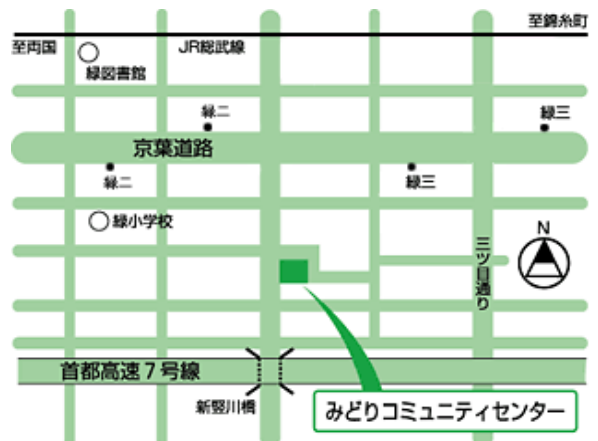


講師：高橋 一雄

NPO法人 相続アドバイザー協議会 常務理事

相続寺子屋東京 代表

プロフィール：昭和38年福島県生まれ 昭和54年海上自衛隊入隊
平成3年宅地建物取引士登録 平成7年土地家屋調査士登録 平成
8年測量士登録 平成9年株式会社測量舎設立 平成18年土地家屋
調査士法人測量舎設立 平成19年公認不動産コンサルティングマス
ター登録 平成19年より相続アドバイザー養成講座講師「相続と測
量」をテーマに講義を実施している。平成22年より相続アドバイ
ザー協議会理事 上級相続アドバイザー 平成31年日本大学大学院
入学 国際情報(政治)専攻



問合せ先：相続寺子屋東京事務局 墨田区業平4-3-14-301 ☎090-9014-8106 (高橋)